

標準報酬の月額が見直されます

昇給、昇格や給与改定などによって固定的給与の額に変動が生じると、その変動月以後3か月の報酬総額の平均額を基に随時改定の判断を行うことを『共済だより』3月号でお知らせいたしました。昨年10月の標準報酬の月額の決定以後、本年5月までに行われた随時改定等により算定された標準報酬の月額は、本年8月まで適用されます。

このため、本年9月以降の標準報酬の月額を決定する必要があることから、4月から6月の報酬総額の平均額を基礎として標準報酬の月額の決定を行います。この決定を定時決定といいます。

定時決定は、固定的給与の変動の有無に関わらず、本年7月から9月までの間に随時改定等の標準報酬の月額の改定が行われない全ての組合員に対して行われ、決定された標準報酬の月額は、原則として来年の8月まで適用されます。

また、新たに組合員となった場合は、1月1日から5月31日までであれば、原則としてその年の8月まで、6月1日から12月31日までであれば、原則として翌年の8月まで、資格取得時に決定された標準報酬の月額が適用されます。この場合も、随時改定等により標準報酬の月額の改定が行われる場合は、その改定が行われる月の前月まで、資格取得時に決定された標準報酬の月額が適用されます。

◆定時決定と随時改定等の関係

	従前の標準報酬の月額	4月の報酬総額	5月の報酬総額	6月の報酬総額	4月～6月の平均額	平均額を等級表にあてはめた額 ①	随時改定の判断	①の適用年月
Aさん	20等級 340千円	386,489円	400,054円	370,326円	385,623円	22等級 380千円	該当	随時改定により 7月から適用
Bさん		352,145円	360,784円	349,845円	354,258円	21等級 360千円	2等級差がないため 非該当	定時決定により 9月から適用
Cさん		319,874円	296,135円	300,452円	305,487円	18等級 300千円	固定的給与の変動方向(増加)と異なるため 非該当	定時決定により 9月から適用

※ 4月に固定的給与の増加があったものとします。